

第 10 回 看護基礎教育検討会	資料 1
令和元年 9 月 30 日	

第 3 回大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会	資料 1
令和元年 9 月 20 日	

保健師助産師看護師学校養成所指定規則を 大学において適用するに当たって留意すべき事項について

【議題提案の趣旨】

保健師・助産師・看護師（以下、「看護師等」とする。）の養成を行う大学・短期大学（以下、「看護系大学等」とする。）の指定については、保健師助産師看護師法に基づく保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下、「指定規則」とする。）に照らして行われている。指定規則は文部科学省及び厚生労働省が共同して定めている。

今般、厚生労働省の看護基礎教育検討会において、指定規則に係る教育内容および単位数等の改正案が提案され、改正案を看護系大学等に適用する際の課題と対応策について検討し、検討会としての見解を一次報告としてまとめていただきたい。

論点 1 看護系大学等に改正案を適用する際の課題について

- 看護師学校の教育内容および単位数について
- 助産師学校の教育内容および単位数について
- 保健師学校の教育内容および単位数について

論点 2 指定規則改正を通じた看護系大学における看護師等の教育の充実方策について

- 看護学を体系的に教授する大学教育の特質を踏まえた看護師等の教育の充実方策について